

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	桐生公共職業安定所（19）機械設備改修その他工事	
工事種別	暖冷房衛生設備工事	
工事場所(都県)	群馬県	
工事場所(市区町村)	桐生市錦町2-11-14	
工事概要	敷地面積 1,784m <sup>2</sup> [庁舎] 構造：鉄筋コンクリート造 地上2階 建築面積：約300m <sup>2</sup> 延べ面積：約600m <sup>2</sup> 用途：庁舎 工事内容：空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、 給湯設備 改設一式 撤去工事 一式 電気設備工事 改設一式 建築工事 改修一式	
担当事務所	長野営繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R1.7.30 / R1.8.7 / R1.9.5	
工期	工事の始期から242日間（R1.10.1（工事着手期限））	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型II型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	暖冷房衛生設備工事 B等級又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成16年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）の要件を満たす同種工事の新設又は改設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む工事とする。）を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万未満の工事における施工実績は含まない。 （ア）工事種目 空気調和設備 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記（ア）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。 なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定合計（工事成績評定通知書

		<p>の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p><b>配置予定技術者の資格、工事経験等</b></p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。</p> <p>なお、専任を要しない期間は工事の始期から令和元年10月20日（日）までを予定する。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。</p> <p>監理技術者にあつては、1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。</p> <p>2) 1人の者が過去に、元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）に掲げる工事の新設又は改設（工事種目についてシステム一式（機器、機材、配管、ダクト等の施工及び試験・調整を含む工事とする。）を施工していること。）の工事経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。</p> <p>ただし、建築一式工事及び請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まない。</p> <p>（ア）工事種目 空気調和設備</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記（ア）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p> <p>3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。</p> <p>4) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。</p>

## 「桐生公共職業安定所（19）機械設備改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

### 1. 工事の概要

本工事は、桐生公共職業安定所庁舎（群馬県桐生市錦町2-11-14）の空気調和設備及び給排水設備の改修を行う工事です。

#### (1) 主な工事内容

- ・空気調和設備工事は中央空調方式から個別空調方式へ改修する工事です。
- ・個別空調方式への改修に伴い、既設直置き吸収冷温水機等の機器本体及び配管類、ダクト類撤去を行います。
- ・1・2階の空調を要する室にはマルチパッケージ形空気調和機及びそれに伴う配管類の新設を行います。
- ・給排水衛生設備工事は、1・2階便所の改修、それに伴う衛生器具及び配管類の改修です。
- ・電気設備工事は、空気調和設備及び給排水衛生設備等の改修に係わる電灯・動力設備の改修を行います。
- ・建築工事は、空気調和設備及び給排水衛生設備の改修に係わる内装改修（天井改修等）及び煙突内のアスベスト除去を行います。

#### (2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・来庁者、通行人及び職員の安全を確保するため、本工事において交通誘導員の人員を計上しています。（現場説明書参照）
- ・仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、K-01～04図を参照して下さい。

### 2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

#### (1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

#### (2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

#### (3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。<http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

#### (4) 余裕期間の設定

本工事は、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（本工事では、令和元年10月1日とする。）までの間で、工事の始期を任意に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、この余裕期間内は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことができません。

**(5) 入札時積算数量活用方式の適用**

本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後に、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

**(6) 工期に応じた共通費の算定**

予定価格の算出にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、工事費に対して工期が著しく長期となるため、必要となる費用を積み上げにより加算しています。

**(7) 週休2日促進工事の試行**

週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。